

- 1 A指導員養成に係る講習会（1～2名程度）受講者は、島根県で推薦した者を派遣する。
- 2 準指導員、C指導員、B指導員の資格取得養成に係る講習会は、以下のとおり。
 - *1 「準・C指導員養成」及び「B指導員養成」に係る講習会は、各年1回実施する。
 - *2 準及びC指導員養成講習会は6月に1回、B指導員養成講習会は8月に1回、開催。

(1)準及びC指導員養成に係る講習会（※開催要項等はHP掲載及び地区連絡～開催期日1か月前）

※下記日程の1回のみ開催

- ①期 日：令和5年6月24日（土）25日（日） *2日間
- ②内 容：C指導員養成 講義、実技：12時間（必須）に加え、検定試験 レポート
 - *準指導員養成 C指導員養成と同じ講義、実技の受講を原則とする。但し、検定試験、レポートは課さず、受講のみ内容で認定を行う
- ③受講条件 受講要件（登録、年齢、段位）を確認して申し込んでください。
 - *受講希望者は、下記の受講要件2点が満たされていること
 - ※「C指導員養成」に係る講習会、受講希望者 受講要件
 - 1) 全柔連の「個人登録」が、受講申込時点で終了している者
 - 2) 受講申込時点で、20歳以上、2段以上であること
 - ※「準指導員養成」に係る講習会、受講希望者 受講要件
 - 1) 全柔連の「個人登録」が、受講申込時点で終了している者
 - 2) 受講申込時点で、18歳以上、初段以上であること
- ④その他 1) C指導員養成に係る講習会の受講希望者が、5人数に満たない場合は、令和5年度の開催は中止とします。

(2)B指導員養成に係る講習会（※開催要項等はHP掲載及び地区連絡～開催期日1か月前）

※下記日程の1回のみ開催

- ①期 日：令和5年8月11日（土）12日（日） *2日間で実施
- ②内 容：B指導員養成 講義、実技：18時間（必須）に加え、検定試験 レポート
- ③受講条件 受講要件（登録、年齢、段位）は、必ず確認して申し込んでください。
 - *「B指導員養成」講習会受講希望者は、下記の受講要件3点が満たされている者であること
 - 1) 全柔連の「個人登録」が、受講申込時点で終了している者
 - 2) 受講申込時点で、20歳以上、3段以上であること
 - 3) C指導員認定後（*認定書の認定日を確認）から、今講習会初日までに2年以上経過している者
- ④その他 1) B指導員養成に係る講習会の受講希望者が、5人数に満たない場合、令和5年度の開催は中止とします。

3 更新講習会に係る講習会について（※開催要項等はHP掲載及び地区連絡～開催期日1か月前）

- *令和5年度の更新に係る講習会は、令和5年度に更新期限を迎えられる指導員が多数により、下記の3回を実施する。ただし、C指導員、並びにB指導員養成講習会に係る更新講習会は、それぞれの希望者が既定の数に満たない場合、その講習会は中止となる。

- ※1 3回それぞれ受講対象者が異なります。必ず、確認をして申し込んでください。
- ※2 1回の更新講習会は、準・C指導員養成講習会（6月）、2回目は、B指導員養成講習会（8月）、3回目は、地域社会柔道指導者研修会（12月*別途案内）と併催して実施します。
- ※3 C指導員養成とB指導員養成に係る講習会は、各々希望者が5人数に満たない講習会は、開催を取りやめます。あらかじめご了承ください。（*中止の場合は、申込責任者を通して通知します）
- ※4 12月に実施する地域社会柔道指導者研修会は、対象の限定は設けません。下記の概要を確認してください。

(1)令和5年度 第1回更新講習会

- ①期 日 : 令和5年6月24日（土）25日（日）
- ②内 容 : C指導員養成講習会（江津中学校） 講義、実技内容に準じて行う
- ③受講対象者 A指導員、B指導員、C指導員、準指導員の全資格保持者
- ④受講条件 受講対象者は、下記の受講要件が満たされている者であること
※受講申込みの時点で、全柔連の「個人登録」及び「指導者資格登録」が、完了している者
- ⑤認 定 1) A指導員及びB指導員は、2日間の全日程（全講義、実技の10ポイント）の受講者を更新者（ポイント取得完了者）として認可
2) C指導員並びに準指導員は、6/25（日）の1日のみの受講（講義、実技6ポイント）により、更新者（ポイント取得完了者）として認可
- ⑥その他 *対象のC指導員養成に係る講習会の受講希望者が、5人数に満たない場合は、令和5年度第1回更新講習会は中止とします。

(2)令和5年度 第2回更新講習会

- ①期 日 : 令和5年8月11日（土）12日（日）
- ②内 容 : B指導員養成講習会（江津中学校） 講義、実技 内容に準じて行う
- ③受講対象者 B指導員及びA指導員のみ
- ④受講条件 受講対象者は、下記の受講要件が満たされている者であること
※受講申込みの時点で、全柔連の「個人登録」及び「指導者資格登録」が、完了している者
- ⑤認 定 本講習会の2日間の全日程（全講義、実技18時間を10ポイント扱い）の受講者を更新者（ポイント取得完了者）として認可
- ⑥その他 *対象のB指導員養成に係る講習会の受講者が、5人数に満たない場合は、令和5年度第2回に関わる更新講習会は中止とします。

(3)令和5年度 第3回更新講習会

- ①期 日 : 令和5年12月2日（土）3日（日）
- ②内 容 : 地域社会柔道指導者研修会（県立武道館）講義、実技内容に準じて行う
- ③受講対象者 A指導員、B指導員、C指導員、準指導員の全資格保持者
- ④受講条件 受講対象者は、下記の受講要件が満たされている者であること
※受講申込みの時点で、全柔連の「個人登録」及び「指導者資格登録」

が、完了している者

- ⑤認定 *すべての参加者は、2日間の全日程（全講義、全実技）の受講者を更新者（ポイント取得完了者）として認可
- ⑥その他 *1 本指導者研修会は、開催不能である条件が発生した場合のみ、中止もあり得る。
- *2 本指導者研修会は、中央講師2名、地元講師2名による指導者研修会として開催される。

※更新講習会は、併催する養成講習会の受講者が満たない場合は、中止となりますが、特段の救済措置はありません。更新期間（A・B・C：4年間、準：2年間）に係る期限が迫る前に受講されることをお勧めします。

*更新要件：A・B・C指導員は、4か年間の内に1回、指定する更新講習会を受講
準指導員は、2か年間の内に1回、指定する更新講習会を受講

*解釈 4年目（2年目）に受講しなさいという意味ではありません。更新期間であれば、1年目、2年目、3年目でも受講して更新は完了となります。

*更新に係る例：J指導員の場合 資格；B指導員資格

・B指導員資格取得（2005年）更新期間（2006～2009年の4か年間）

・2006年に更新講習会を完了（2006～2009の更新期間を完了）、次回更新期間は、2010～2013年の4か年となる

*更新講習会の未受講により、資格有効期限（ABC4か年、準2か年）が過ぎた場合は、指導員資格が有効でなくなります

4 再有効化申請について（※別添参照）

決められた更新有効期間において、更新講習会が未受講の場合は、指導員資格が有効でない状態になります。（更新講習会の未受講により更新に係る有効期限が切れている者）

そうした場合は、資格に応じた必要な更新ポイント（AとBは、10ポイント、Cと準は、6ポイント）の取得が必要となります。その必要となる更新ポイントを取得したのち、再有効申請を行い、指導員資格は有効な状態になります。

そうした再有効化に関わる講習会は、更新講習会（内容は、各講習会の内容に準じます）で取り扱います。

必ず、担当者（濱岡）まで、相談のうえ、別添要項等により申込んでください。

ただし、全柔連登録がなされていない場合は、その対象となりません。

5 その他

(1)令和5年度における指導員資格に係る関係の講習会すべては、別添（開催約1か月前、地区連絡及びHP掲載）の要項等により確認して、所定の申込用紙にて期限までに申込んでください。

(2)指導員養成に係るすべての問い合わせは、濱岡（教育普及委員会）までお願いします。

(3)指導員資格に係る要件は、すべて指導員の資質に係る自己責任としていますので、管理、運用は、責任を持ってお願いします。